

# 1. 寝屋川流域の概要と水環境に係る課題

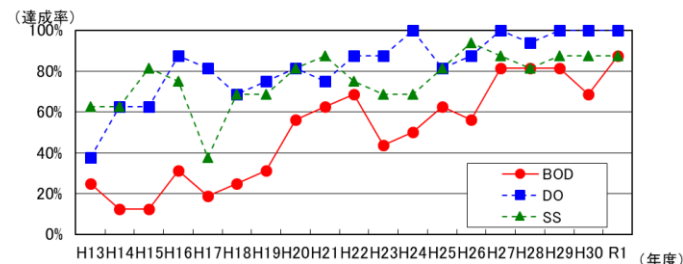
- 平成13年：「水循環系の再生」のモデル流域に寝屋川流域が選定
- 平成15年：「寝屋川流域水循環系再生構想」を策定。
- 平成16年：河川管理者や下水道管理者だけでなく、流域市や地域住民などを含めた**流域の関係者が一体となって水環境改善に取り組むため**「淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を、**寝屋川流域協議会（国・府・流域11市）**において策定
- 平成24年：「淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画」を策定  
「寝屋川流域水環境改善計画」（現計画）（H24～R3）を後継計画として策定
- 令和3年：「寝屋川流域水環境改善計画」が令和3年度末に期限をむかえるため、目標の達成状況、施策の進捗状況や現在の寝屋川流域の水環境に係る課題をふまえ、**令和4年～令和13年**を計画期間とする「**寝屋川流域水環境改善計画（令和4年版）**」の策定にむけ検討

## ■現計画の検証結果

### ◆水質目標の達成状況

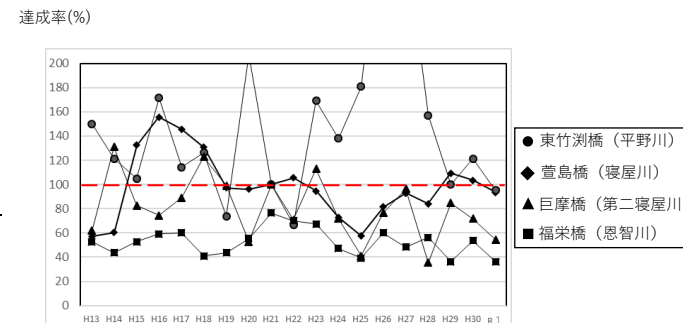
環境基準よりも厳しく設定した**水質目標の達成率は年々上昇**しており、河川の代表的な汚濁指標であるBODは、計画開始時の平成24年度に50%（16地点中8地点）であったものが**令和元年度には88%（同14地点）**となっている。

なお、**全地点で環境基準を達成**している。



### ◆水量目標の達成状況

定期的に水量観測を実施している4地点における水量は、**2地点では目標値前後で推移し、概ね水量目標を達成しているが、2地点は目標値を下回る値で計画策定当時（H24）から横ばいで推移しており、水量目標を達成していない。**



### ◆流域住民アンケート（R2実施、1,300名）

- ごみの量や不快な**において、住み始めた頃より改善しているとの回答が多かったものの、**現状に対してさらなる改善を望む声が多い。**
- 「水辺での散策」を望む人が約半数いるなど、**水際の利用を望む声が多い。**
- 水量**について、計画策定当時から変化はないものの、**現状に不満はない**との回答が多かった。

### 【主な施策】

#### ○水質の改善

- 下水道の整備や接続の促進
- 事業所排水対策の徹底
- 底質汚泥の浄化浚渫

#### ○水量の確保

- 淀川からの浄化導水
- 下水処理水の活用

#### ○河道内のごみの削減

- 恩智川クリーン・リバー・プロジェクトによる清掃活動

#### ○水辺空間の整備

- 川勝水辺ひろば（寝屋川）
- 成法せせらぎ小径（八尾市） など



恩智川クリーン・リバー・プロジェクト



川勝水辺ひろば(寝屋川市)



成法せせらぎ小径(八尾市)

## ■寝屋川流域の水環境の課題と対応方針

### ◆水質の保全・水量の確保

#### 課題

- 水質は、計画目標の未達成地点があるものの、全般的に改善傾向にある。
- 水量は、計画策定当時から横ばいの地点はあるものの住民は現状に不満を感じていない。

#### 対応方針

- 水質については、これまでの取組を継続し、**改善した水質を保全**する。
- 水量については、魚の生息や景観の保全のため、**現況水量の確保**に努める。

### ◆河川の景観・生活環境の改善

#### 課題

- 浮遊ごみや不快なにおいについて改善を求める声が多い。
- 平野川などで発生しているスカムについては、浚渫等の対策を実施しているが、未だ周辺の住民の生活環境に悪影響を与えている。

#### 対応方針

- 世界的な海洋プラスチック問題を受け、令和元年度のG20大阪サミットにて「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」が共有され、府及び流域内の全市において「プラスチックごみゼロ宣言」が行われている。
- 河川の景観や河川に係る生活環境を改善するため、**河道内のごみやスカムの削減に努める。**

### ◆水辺空間の利活用の促進

#### 課題

- 寝屋川流域ではこれまで、川勝水辺ひろば（寝屋川市）や成法せせらぎの小径（八尾市）等の親水空間や水辺の遊歩道などの整備を行ってきたが、地域住民等による周知活用が十分にできていない状況である。

#### 対応方針

- 水辺空間の認知度の向上や利用者数の増加を図るため、**水辺空間に関してイベントやSNSを活用した周知を行っていく。**

# 2. 寝屋川流域水環境改善計画(令和4年版)の目標

- ・寝屋川流域の水環境に係る課題及び対応方針（水質の保全・水量の確保、河川の景観・生活環境の改善、水辺空間の利活用の促進）をふまえ、寝屋川流域全体の水環境の目標像「～人とのつながりを育み、誰もが愛着を持てる川～」の実現を目指す。
- ・「寝屋川流域水環境改善計画（令和4年版）」は、計画期間を10年間(R4～R13)とし、河川整備計画で設定されている将来的な水環境の目標像を踏まえて、取組の3本柱である「水質の保全・水量の確保」、「河川の景観・生活環境の改善」、「水辺空間の利活用の促進」に対する目標を設定する。

## ■将来的な目標像 注1)

### ◆寝屋川流域全体の目標像

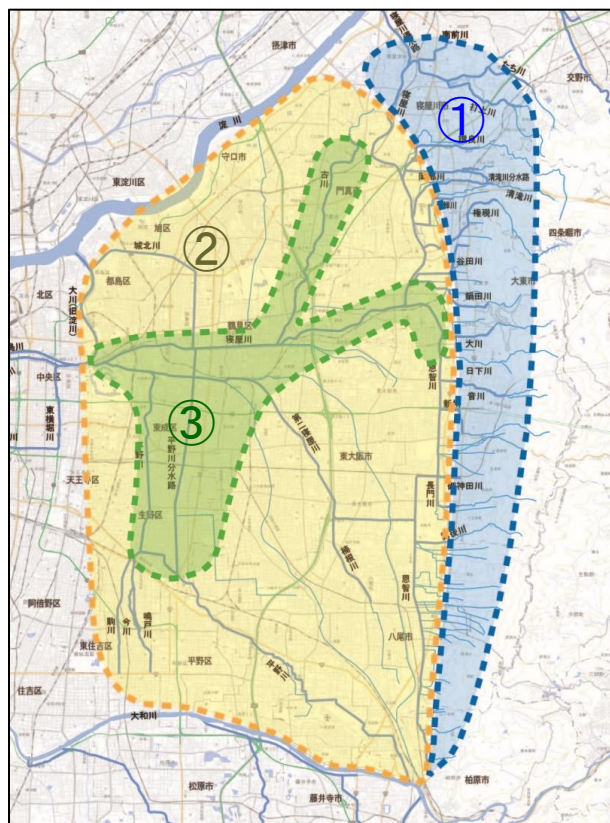
- ・快適な水環境
- ・生物が生息、生育しやすい川
- ・親しみやすい河川空間



### 人とのつながりを育み、誰もが愛着を持てる川

### ◆水域別の目標像

- (上流域①) 「水に入って生き物と触れ合える川」
- (中流域②) 「暮らしの中に憩いやくつろぎを与える川」
- (下流域③) 「街なかのオープンスペースとしてゆとりが感じられる川」



- ①上流域：寝屋川上流域、生駒山麓支川群の中上流域の河川・水路等
- ②中流域：寝屋川中流域、恩智川上流域、第二寝屋川上流域、平野川上流域の河川・水路等
- ③下流域：寝屋川下流域、恩智川下流域、第二寝屋川下流域、平野川下流域、平野川分水路流域、古川流域の河川・水路等

寝屋川流域図

## ■施策の目標及び評価指標

項目	目標	評価指標
河川の景観・生活環境の改善	<b>■河川の景観・生活環境の改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河道内のごみやスカムを削減し、河川の景観や河川に係る生活環境を改善することにより、<u>流域住民の河川への関心や愛着の向上</u>を目指す。</li> </ul>	<b>■河川の景観・生活環境の改善</b> <b>【評価項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域住民等へのアンケート<sup>注3)</sup>により河川への関心や愛着を評価</li> </ul> <b>【参考項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河道内のごみやスカムによる苦情件数</li> <li>・水面清掃などによるごみの回収量</li> </ul>
水辺空間 <sup>注2)</sup> の利活用の促進	<b>■水辺空間の利活用の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝屋川流域内の水辺空間の情報を整理し、流域住民に広く周知することで<u>水辺空間の認知度の向上と利用者数の増加</u>を目指す。</li> </ul>	<b>■水辺空間の利活用の促進</b> <b>【評価項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域住民等へのアンケート<sup>注3)</sup>により水辺空間の認知度や利用実績を評価</li> </ul> <b>【参考項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺空間の利活用に関するイベントの実施回数</li> <li>・チラシ等による水辺空間の周知実績 など</li> </ul>
水質の保全・水量の確保	<b>■水質の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚が生息でき、人が親しむことができる水質の保全を目標として、<u>目標水質の達成率100%</u>を目指す。</li> </ul> <b>■水量の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚が生息でき、「人が親しみやすい河川空間」として川のうるおいが感じられるような<u>水量の確保</u>を目指す。</li> </ul>	<b>■水質の保全</b> <b>【評価項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>BOD(生物化学的酸素要求量)</li> <li>DO(溶存酸素量)</li> <li>SS(浮遊物質)</li> </ul> <b>【目標値】<sup>※</sup></b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準B類型もしくはC類型相当</li> </ul> <b>■水量の確保</b> <b>【評価項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水量<sup>注4)</sup></li> </ul> <b>【目標設定の考え方】<sup>※</sup></b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地点ごとに魚類の生息、景観保全をふまえて、目標水量を設定</li> </ul> <b>※非かんがい期平均値により評価する。</b>

注1) 将来的な目標像は、河川整備計画において設定されている。

注2) 親水施設、親水公園や水辺の遊歩道など、住民が水辺に親しむことのできる全ての場所をいう。

注3) おおむね5年経過した段階で中間評価を実施する。

注4) 水量の観測は水質常時監視に合わせて実施。

# 3. 寝屋川流域水環境改善計画(令和4年版)における取組内容

## 河川の景観・生活環境の改善

### 【施策の方向性（河道内のごみ対策）】

恩智川などで実施している流域住民による清掃活動を流域全体に広げていくとともに、ごみの発生源対策などを実施する。

### ○河道内のごみ対策に係る施策

#### ・ごみの発生抑制対策（府、11市）

マイボトルの利用促進やレジ袋の削減などの日常生活におけるごみの発生抑制の啓発、街中や道路沿道等におけるごみの散乱防止などの啓発を実施する。

回収したごみの組成調査の結果をふまえた啓発を実施する。

#### ・河川敷や道路等でのごみの回収（府、11市）

河川や水路にごみが入らないよう河川敷や道路等において流域住民と連携した清掃活動を実施する。

#### ・河川の浮遊ごみの回収（府、大阪市、大東市）

河川の浮遊ごみについて、船による水面清掃を実施する。

#### ・流域住民、NPO等による清掃活動の支援（府、11市）



クリーンリバー寝屋川作戦(寝屋川市)



水面清掃(大東市)

### 【施策の方向性（スカム対策）】

大阪大学と連携し、AIを活用した新たなスカム監視方法を検討するとともに、スカムの発生状況の解析を行った上で、スカム対策を実施する。

### ○スカム対策に係る施策

#### ・新たな底質改善対策の試行実施（府）

河川カメラを活用したスカムの発生状況の解析を行うとともに、スカムの発生を抑制するため薬剤散布などの底質改善対策について検討し、適切な対策を実施する。

#### ・スカムアラートの試行実施（府）

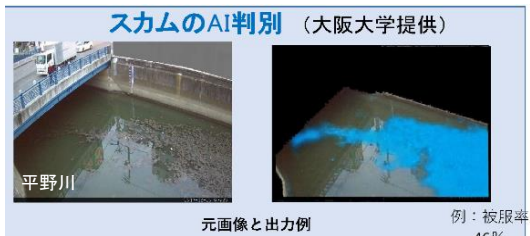
スカムが発生した際に迅速に対応するため、AIを活用したスカム監視を試行実施する。

#### ・平野市町抽水所におけるフラッシング運転の実施（大阪市）

#### ・河川の底泥の浚渫（府）

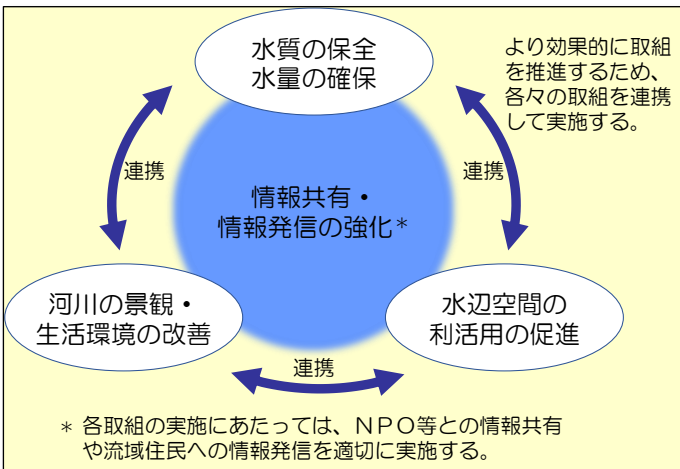


薬剤による底質改善対策の試行実施(大阪府)



AIを活用したスカムアラート(大阪府)

## 本計画の取組の概念図



## 水辺空間の利活用の促進

### 【施策の方向性】

寝屋川流域全体で水辺空間のネットワークを構築し、流域全体として水辺空間について情報発信していく。

### ○水辺空間の利活用に係る施策※

#### ・水辺空間のネットワーク化（府、11市）

寝屋川流域に点在する水辺空間のマップを作成し、面的に水辺空間の周知を行う。

#### ・水辺空間サインボードの設置（府、11市）

寝屋川流域協議会で統一した水辺空間サインボードを作成し、流域一体として周知する。

#### ・イベント等による水辺空間の魅力の情報発信（府、11市）

水辺空間マップを活用したモデルコースの設定や水辺空間を繋いだウォークイベントの実施など、寝屋川流域内の水辺空間を面的に活用したイベントを実施する。

### ※寝屋川流域内の水辺空間（約70箇所）

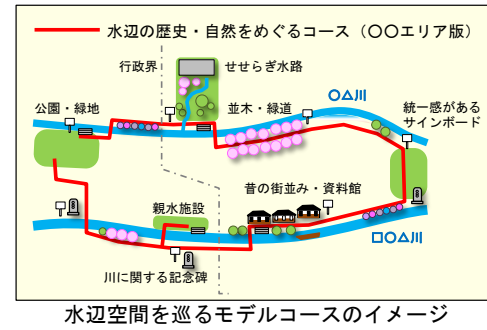
- ・親水施設
- ・親水公園
- ・遊歩道
- ・河川に係る歴史遺産 など



寝屋川せせらぎ公園(寝屋川市)



築留二番樋(文化財)(柏原市)



## 水質の保全・水量の確保

### 【施策の方向性】

寝屋川流域水環境改善計画（平成24年策定）に基づく施策を継続して実施するとともに、流域の状況をモニタリングし、必要に応じて対策を検討する。

### ○水質の保全に係る施策

- ・下水道の整備や接続の促進（府、9市(大阪市、守口市以外)）
- ・下水処理場における下水の適正処理（府、大阪市、守口市）
- ・合流式下水道の改善（府、大阪市）
- ・事業所排水対策の徹底（府、大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市）
- ・生活排水対策(啓発・教育)の推進（府、11市）
- ・底泥の浚渫（府、11市）
- ・流域住民等と連携した水路等の水質改善の推進（11市）



廿田川(にじゅうでんがわ)底泥の浚渫(大東市)

### ○水量の確保に係る施策

- ・他河川からの浄化導水（国、府、大阪市）
- ・地下水の導水（府、柏原市、寝屋川市）
- ・下水処理水の活用（府、大阪市、東大阪市、大東市）

## 情報共有・情報発信の強化

施策の実施にあたっては、NPO等との情報共有や流域住民への情報発信を適切に実施していく。

### ・水辺活動等を行っているNPO等との情報共有（国、府、11市）

各種活動の場を活用し、清掃活動や水辺活動を行っている団体に協議会の取組を周知する。

### ・流域住民への情報発信（国、府、11市）

各種イベントやSNSを活用し、流域住民に協議会の取組を周知する。